

第3号議案

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

豊後大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年豊後大野市条例第36号）の制定等に伴い、規定を整備する必要があるため、この案を提出するものである。

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年豊後大野市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中豊後大野市情報公開条例（平成 17 年豊後大野市条例第 13 号）第 22 条の見出し及び同条第 1 項を改め、同項に 1 号を加える改正規定を次のように改める。

第 22 条の見出し及び同条第 1 項中「豊後大野市情報公開審査会」を「豊後大野市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問された審査請求について調査審議すること。

(4) 豊後大野市議会の個人情報保護に関する条例（令和 4 年豊後大野市条例第 36 号）第 45 条第 1 項の規定により諮問された審査請求について調査審議すること。

本則に次の 1 条を加える。

（豊後大野市まちづくり基本条例の一部改正）

第 3 条 豊後大野市まちづくり基本条例（平成 24 年豊後大野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する

第 24 条中「、別に定める条例に基づき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。